

土地の分割についてもご相談ください！

十町土地区画整理地内 41街区1号画地



土地価格 2,300万円

所在地 : 十町土地区画整理地内 41街区1号画地

仮換地面積 : 約775㎡ (約234坪)

〔従前地番
従前面積〕
指宿市十町字飴田557番 208.26㎡
指宿市十町字飴田581番1 791.00㎡
指宿市十町字田神尻711番1 299.85㎡

用途地域 : 第1種中高層住居専用地域

建ぺい率 : 60%

容積率 : 200%

都市計画区域 : 非線引き都市計画区域内

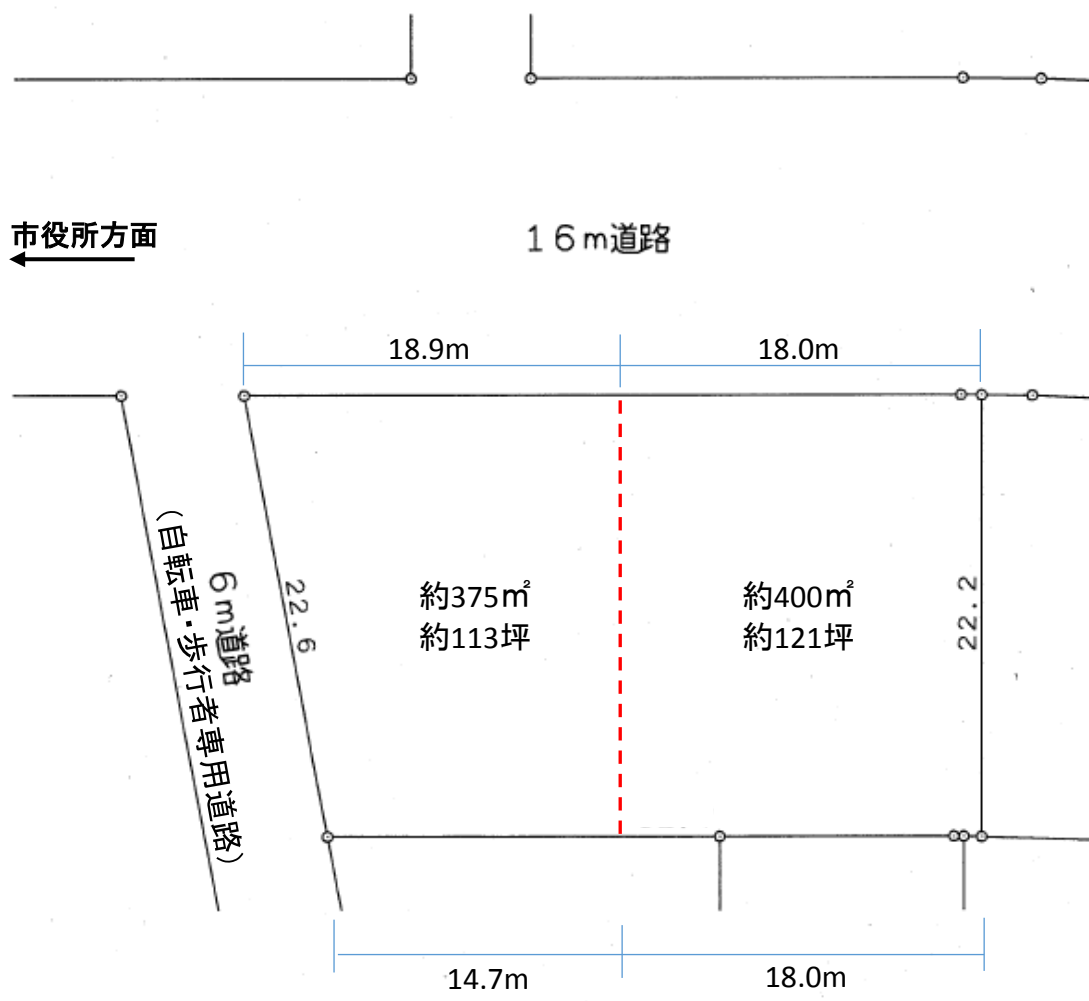
設備 : 電気/九州電力 ガス/個別プロパンガス 温泉/なし
上水道/公営水道, 前面道路より引込可
下水道/公共下水道, 敷地内2か所引込済

施設 : 官公署/指宿市役所0.2km・徒歩3分, 指宿警察署0.7km・徒歩9分
学校/市立柳田小学校0.8km・徒歩10分
商業施設/プラッセだいわ0.8km・徒歩10分
サンキュー北指宿店1.0km・徒歩13分 ※80m/分

取引態様 : 売主につき仲介手数料不要

その他 : ○所有権移転登記は売主が行います。
○契約書に貼付する収入印紙10,000円が必要です。(買主負担)
○登記費用として, 登録免許税151,100円が必要です。(買主負担)
○下水道受益者負担金は, 売主にて納入済のため不要です。
○建築物等の工事を行う前に, 土地区画整理法第76条(建築行為の制限)の許可申請が必要です。
指宿市ホームページ=「まちづくり・産業・労働」→「社会基盤」→「区画整理」をご覧ください。
○本土地の面積は, 土地区画整理法第103条第4項の, 換地処分公告の翌日に確定します。
○十町土地区画整理事業の, 換地処分の効果により確定する清算金の徴収または交付の権利義務は買主が継承します。
○土地の分割についても可能な限りご相談に応じます。次ページの分割案をご参照ください。

【分割案】



※土地の分割は、売買契約を締結する前に「測量」や「従前地の分筆登記」が必要となり、1～2ヶ月程度の期間を要します。分割希望の方は、ゆとりをもってご相談ください。

売主

お気軽にお問い合わせください♪

指宿市土地開発公社

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町2424番地（指宿市役所財政課内）

電話番号：0993-22-2111（内線149）